

令和8年度タイ旅行会社招請ファミツアー及び商談会開催事業委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度タイ旅行会社招請ファミツアー及び商談会開催事業

2 実施主体

岡山県

3 目的

インバウンド需要が拡大する中、訪日リピーター層を中心に地方への関心が高まりつつあり、地域間競争がますます激化することが予測されるが、岡山県（以下「本県」という。）の多彩な観光コンテンツが十分に生かされていない現状を踏まえ、タイ現地旅行会社を招請して視察ツアーや商談会を実施することにより、現地旅行会社と県内観光事業者との関係性を構築するとともに、滞在型観光の促進を図るもの。

4 事業概要

(1) ファミツアーの実施

タイ現地旅行会社を招請して県内観光地や宿泊施設等の視察ツアーを実施し、本県を宿泊地とする旅行商品の造成につなげる。

(2) 商談会の開催

ファミツアーに招請した現地旅行会社と県内旅行事業者との商談会を開催し、旅行商品の造成につなげる。

(3) 本県職員による現地セールスコールの手配

本県職員が渡タイして行うセールスコールについて、必要な手配を行う。

5 委託業務

上記4に掲げる事業について、企画、提案及び実施を行うこととし、その際の留意事項は次のとおりとする。

(1) 共通事項

ア 招請対象者

- ・ツアーの目的に応じ、以下の条件を全て満たす、旅行商品造成意欲の高い旅行会社を選定の上、提案すること。
- ・インセンティブツアー（報償旅行等）や高価格帯のコレクティブツアー（募集型団体旅行）の造成・販売実績を有し、訪日旅行の造成・手配業務に精通している旅行会社など、現地の旅行市場の特性を踏まえ、より効果的な旅行会社を選定し、選定した旅行会社の概要及び選定理由も含めて提案すること。店頭での販売催行のみを主とする会社は対象外とする。
- ・招請候補については過去3年度において、本県が実施したファミツアーに参加していない旅行会社を優先して提案すること。該当する旅行会社については別紙一覧のとおり。
- ・各社で経営的な判断ができる中堅以上の管理職又は業務従事者とし、会社に正式に所属していない関係者や既に業務から退いている退任者などは含まないこと。

イ 招請規模

4社4名以上及び本県タイPRデスク担当者1名とすること。

ウ 実施時期

令和8年5月～6月

(2) ファムツアー

ア 行程

行程案の作成に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・高価格帯のコレクティブツアー（募集型団体旅行）及びインセンティブツアー（企業報償旅行）の造成を目的としたものとする。
- ・ツアーの行程は岡山県内を巡る3泊4日程度のものとする。
- ・訪日タイ人観光客の嗜好に加え、招請する現地旅行会社の意向及び顧客層についても十分に検討の上、魅力的な行程案を提案すること。その際、以下の点を特に考慮し、提案書において訪問先の選定理由を明らかにすること。
 - ・県北地域など、これまでツアー行程に組み込まれることが少なかったものの、タイ人観光客の関心を引く可能性のある新たな観光コンテンツを積極的に盛り込むこと。
 - ・行程に含める訪問・視察先は、タイ人観光客の受入れに意欲的であり、英語での電子メール対応など、海外事業者との基本的なコミュニケーションが可能な施設・事業者を選定すること。
- ・県内宿泊施設の視察についても、必要に応じて行程案に盛り込むこと。
- ・訪問先の施設、事業者に対し、タイ人観光客の嗜好等を踏まえ、満足度向上に資する助言等を行い、受入環境の充実を図ること。なお、施設及び事業者に対する助言等にかかる経費は全て事業費に含めることとし、施設等から料金を徴してはならない。
- ・行程は受託事業者決定後、提案書を基に本県との協議により決定するものとする。
- ・宿泊施設は、1室1名を原則とし、インターネット環境が整備された施設とすること。

イ 留意事項

- ・招請者の海外旅行保険（招請期間中における病気、怪我、物損等に対応するもの。）に加入することとし、当該費用は事業費に含めること。
- ・往復国際航空券、空港諸税、手配施設入場等に係る費用や実施期間中の経費（交通費、食事代、宿泊費等）は全て事業費に含めること。
- ・ツアーの円滑な実施のため、必要な人員の配置や通訳の手配を行うこと。
- ・視察先について、その魅力をまとめたタイ語の資料を事前に招聘者に提供すること。
- ・ツアーの実施中及び実施後には訪問先の印象やツアー造成に向けた課題、改善策等についてヒアリング等を行い、9（1）の実施報告書に盛り込むこと。
- ・ツアー実施後適切な時期に、招請した現地旅行会社におけるツアー造成状況等に関する調査、ヒアリング等を行うとともに、当該旅行会社が円滑に商品造成及び販売促進が行えるよう、必要な支援を継続的に行うこと。当該調査、支援等の状況について、9（1）の実施報告書に盛り込むこと。

(3) 商談会

ア 目的

- ・本商談会が県内事業者にとってタイの有力な旅行会社と直接関係を構築するための有益な機会となるよう、効果的な交流を促すこと。
- ・招請した現地旅行会社に県内観光コンテンツへの理解を深めてもらい、旅行商品の造成につなげる。

イ 実施形式

- ・商談会（ツアー行程の中で、3～4時間程度）
- ・目的達成のため、商談会形式に限らず提案による方法も可とする。

ウ 要件

（ア）商談会形式

- ・商談1回当たりの時間は移動時間を含め20分程度とし、招請社1社当たり10回程度の商談が行えるようにすること。
- ・招請者が着席し、県内事業者が個別にテーブルを回る形式とする。その他、効果的な実施方法があれば提案すること。
- ・商談は事前マッチングを基本とし、マッチングに当たっては、招請者及び県内事業者双方に参加者情報の提供を行い、可能な限り双方のニーズに応じた商談が可能となるよう工夫すること。

（イ）その他形式

- ・招請する現地旅行会社1社当たり10事業者程度との交流が行えるようにすること。
- ・具体的な手法、時間、効果等を提案書に記載すること。

（ア）、（イ）共通事項

- ・適切な規模の会議室等を確保し、音響、設備等の手配も併せて行うこと。
- ・参加事業者の募集は本県と受託者が協力して行うものとする。その際、継続的なプロモーションを促進するため、令和7年度にタイで実施した本県のセミナー・商談会に参加した県内事業者を対象に、本人の希望に応じて優先的に参加案内を行うこと。
- ・招請する現地旅行会社に対し、商談会でのミスマッチを防ぎ理解を深めるため、参加する県内事業者の情報をまとめたタイ語の資料（昨年度の現地セミナーで配布したテキストブックの事業者ページに準ずる形式）を作成し、事前に提供すること。
- ・必要な数の通訳を配置し、円滑なコミュニケーションを支援すること。
- ・参加者に対して留意事項の事前周知を行い、当日もスムーズな進行のための情報掲示及び人員を配置するなどして、円滑な運営に留意すること。
- ・実施後、参加事業者に対し、アンケートを実施すること。なお、アンケート項目については事前に本県と協議を行うこと。

（4）本県職員によるセールスコール

本県職員が渡タイして行うセールスコールについて、以下のとおり必要な手配を行うこと。なお、実施時期については、ファムツアーの実施時期を踏まえ、効果的な時期及び日程を提案すること。

- ・実施時期：提案による。
- ・訪問先：本事業で招請する旅行会社等
- ・実施内容：本事業におけるファムツアーの行程に含まれる本県の観光地等の旅行商品化に向けたヒアリング及び意見交換等
- ・参加者：本県職員2名を想定
- ・手配業務：上記セールスコール実施のための日程調整、現地での移動手手段及び通訳の手配

6 業務に係る留意点

- （1）本事業の実施に当たっては本県の指示に従うこと。

- (2) 訪タイが困難な場合等で、上記5（4）に掲げた現地業務が十分に実施できない場合は、本県と協議の上、代替業務を提案・実施すること。
- (3) 本事業により得られたデータ等、全てについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (4) 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、全て本県に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、本県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (6) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (7) 本事業の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (8) 本県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (9) 本事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (10) 本事業を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め本県に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- (11) その他、事業実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、本県と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。

7 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

8 委託限度額

4,800,000円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

9 成果物の提出等

- (1) 成果物 実施報告書（A4版）1部
- (2) 提出場所 岡山県産業労働部観光課
- (3) 提出期限 令和9年2月26日（金）
- (4) その他 成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること。
 - ①事業の実施状況等を分かりやすく正確に記載すること。
 - ②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

令和6年度以降の岡山県タイ市場向けFAMトリップ招請社一覧

令和8年2月現在

	1	2	3	4
令和5年度実施無し				
令和6年9月FAM	Am Tourist Club	Asahi Travel Service (Compax World/ Life is Journey)	Marwin Travel (Expert Group)	Siam Orchard Group (Transa Group)
令和7年2月FAM	Miramar Services Thailand (Wonderful Package)	Royal Orchid Holidays	TOURAMO (Tabi Mania)	Maritime Travel Service (渡航できずタイ現地 にて個別にご説明)
令和7年5月FAM	Jubilee Travel (Expert Group)	Flight Centre (Expert Group)	Marwin Travel (Expert Group)	Tour Lines (Expert Group)
令和7年12月FAM	EIKO JAPAN	DOSO TRAVEL (Better Japan)	TOP OF THE WORLD	SEASONS HOLIDAY
令和8年1月FAM	BKK Lifestyle Travel	Real Journey	Big World Holiday (Expert Group)	Quality Express (Go 365 Travel / QE Tour / Tangmo Tour)